

23区唯一

従業員の基本給を3%以上引き上げた事業者へ 1人あたり5万円(最大50万円)を支給

申請受付期間

4月20日(月)
～12月22日(火)

給付額

従業員1人あたり5万円
(1事業者あたり最大50万円)

対象事業者

- ①区内に本店登記地を有する
中小企業法第2条に規定する中小企業
- ②区内に主たる事業所を有する
個人事業主

最大
50万円

としま
賃上げ促進支援金

最短
翌月末
振り込み

オンライン申請
で完結!

人材確保等に関する困りごと

人材が集まらない。
即戦力が欲しいけど、
見つからない

給料を上げないと
人が来ないけど、
余裕がない

物価上昇で経営
が苦しい

日々の資金繰りで
手一杯



将来が不安

➡ 支援金を通じて
中小企業の事業継続と従業員の生活向上を支援